



2026 年 8 月 13 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 カ カ ク コ ム
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 村 上 敦 浩
(コード番号 2371 東証プライム)
問 合 せ 先 取 締 役 上 級 執 行 役 員 C F O 粕 谷 進 一
(TEL 03-5725-4554)

会 社 名 Kamgras 1 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役
ロバート・パトリック・ライアン

**Kamgras 1 株式会社による株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する
公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ**

Kamgras 1 株式会社は、本日、同社が 2026 年 5 月 13 日より開始した株式会社カカクコムの株券等に対する公開買付けについて、別添の「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以上

本資料は Kamgras 1 株式会社（公開買付者）が株式会社カカクコム（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）

2026 年 8 月 13 日付「株式会社カカクコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」

各 位

会 社 名 Kamgras 1 株式会社

代表者名 代表取締役 ロバート・パトリック・ライアン

株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

Kamgras 1 株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、株式会社カカコム（証券コード：2371、株式会社東京証券取引所プライム市場、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権に対する金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を2026年5月13日より開始しております。

今般、公開買付者は、2026年7月29日付でBCPE Blitz Cayman, L.P. が公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者から同日付で受領した、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,450円から3,570円に変更することを決定し、2026年8月13日、公開買付届出書（2026年5月19日付、2026年5月27日付、2026年6月4日付、2026年6月17日付、2026年7月2日付、2026年7月7日付、2026年7月17日付及び2026年7月31日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年8月13日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月27日まで延長し、合計75営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本8月13日付条件変更」といいます。）。

これに伴い、2026年5月12日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（2026年7月2日付及び2026年7月7日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」並びに2026年7月17日付及び2026年7月31日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」により訂正された事項を含みます。以下同じです。）の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

なお、公開買付者が本条件変更を決定した経緯は以下のとおりです。なお、本書で使用される各用語の意味は、別段の定めがない限り、2026年5月12日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」で定められた定義に従うものとします。

本コンソーシアムは対象者より、対象者が本提案者から本7月29日付提案を受領した旨の連絡を受領し、2026年7月29日に、同日付でBCPE Blitz Cayman, L.P. が公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の内容を参照する形で対象者から本7月29日付提案の内容の共有を受けるとともに（本7月29日付提案の内容については、2026年7月29日付でBCPE Blitz Cayman, L.P. が公表した「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」をご参照ください。）、対象者から、同日付で、本公開買付契約に基づき、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました（以下「7月29日付協議申入れ」といいます。）。

本コンソーシアムは、本7月29日付提案及び7月29日付協議申入れ以降、対象者の市場株価が本8月13日付条件変更前の本公開買付価格である3,450円を上回り推移している状況を受け、本公開買付価格の変更について検討いたしました。本コンソーシアムは、本8月13日付条件変更前の本公開買付価格は既に対象者の本源的価値が十分に反映された水準であり、本公開買付け公表前の対象者の市場株価に対して十分に合理的なプレミアムを付した水準であると考えているものの、本提案者によって条件変更提案が繰り返され、本取引が長期間不安定な状況にさらされることは、対象者の将来の経営方針に対する不透明感を強め、対象者の企業価値を毀損するおそれがあり、また、対象者の株主、従業員、取引先等のステークホルダーの利益の観点からも望ましくない状況であると考え、可能な限り早期に本取引を完了させ、対象者の企業価値向上施策に取り組むことは急務であるとの考えのもと、本公開買付価格を3,570円に変更することで、本公開

買付けを成立させることができると考え、2026年8月10日付で対象者及び本特別委員会に対して、本8月13日付条件変更を提案いたしました（以下「本8月10日付条件変更提案」といいます。）。なお、公開買付者は、本7月29日付提案及び本8月13日付条件変更後の本公開買付価格（3,570円）について、2026年7月31日付「株式会社カカコム（証券コード：2371）の株券等に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」に記載の（Ⅰ）～（Ⅳ）の観点は引き続き妥当するものと考えております。すなわち、公開買付者としては、本7月29日付提案における、本提案者不応募契約（KDDI）締結を前提とする3,640円は、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を維持する限り、実現不可能な価格であると理解しており（なお、公開買付者はKDDIとの間で本不応募契約（KDDI）を締結しているため、当該契約に基づき、本提案者が「本提案者不応募契約（KDDI）の締結ができた場合」との条件を充足するためには、少なくとも、本公開買付価格を2%以上上回る買付価格（2026年8月13日時点では3,642円）で、対象者株式の全てを対象とし、対象者株式の非公開化を目的とする公開買付けを開始することが必要となります。）、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は本7月29日付提案における実現可能な公開買付価格である3,520円を上回る最高額であることに加え（当該（Ⅰ）の観点）、本公開買付けは、本7月29日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えております（当該（Ⅱ）の観点）。また、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、本提案者による対抗提案を経て十分に対象者株主の利益の最大化が図られた水準であると評価できるものであるといえます（当該（Ⅲ）の観点）。さらに、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は、応募契約（Oasis）におけるOasisの応募義務を免除する価格要件を充足する金額であり（当該（Ⅳ）の観点）、本コンソーシアムとしてはOasisに対する本公開買付けへの応募要請を含め、今後協議を進めていく予定です。

なお、2026年8月13日時点において、本特別委員会による答申内容に変更はなく、また、対象者による本公開買付けに賛同する旨、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては対象者の株主の皆様のご判断に委ねる旨、及び本新株予約権の所有者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては本新株予約権の所有者の皆様のご判断に委ねる旨の2026年7月2日付の意見に変更はないとのことです。

以上の検討を経て、本コンソーシアムは2026年8月13日、本公開買付価格を3,570円、本自己株式取得価格を2,902円に変更することを決定いたしました。

記

（訂正前）

<前略>

その後、公開買付者は、2026年7月1日付でLINEヤフー株式会社が公表した「（経過開示）株式会社カカコムの資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者から同日付で受領した、本公開買付価格（以下に定義します。以下同じです。）の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,000円から3,450円に変更することを決定し、2026年7月17日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年7月17日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月3日まで延長し、合計58営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、対象者がベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP（以下「ベインキャピタル」といいます。）及びLINEヤフー株式会社（以下、ベインキャピタルと併せて「本提案者」といいます。）から2026年7月1日付で受領した、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本7月1日付提案」といいます。）における、本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,500円は実現不可能な価格であると理解しており、本条件変更後の本公開買付価格である3,450円は本7月1日付提案における実現可能な公開買付価格である3,384円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月1日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えております。

その後、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、対象者に投資することを主たる目的として2026年6月1日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップであるBCPE Blitz Cayman, L.P.は2026年7月29日付で「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」を公表し、それを踏まえて対象者は2026年7月30日付「BCPE Blitz Cayman, L.P.による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、本提案者より、本7月1日付提案の更新として、公開買付価格の引上げの提案（以下「本7月29日付提案」といいます。）を受領した旨を公表しております。また、本コンソーシアムは、対象者から

2026 年 7 月 29 日付で、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました。本コンソーシアムとしては、当該協議の申入れを受けて、本公開買付けの成立に向けて本公開買付価格の変更を含めて対象者との間で協議をしていく予定ですが、2026 年 7 月 31 日時点で決定している事実はありません。

公開買付者は、これらの本提案者及び対象者による公表の状況、並びに対象者からの上記の協議の申入れを受けた本コンソーシアムによる検討の方針について、対象者の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に対する十分な情報提供を行うため、法第 27 条の 8 第 2 項の規定に基づき、2026 年 7 月 31 日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出することといたしました。当該訂正届出書の提出に伴い、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 13 条第 2 項第 2 号イに基づき、2026 年 7 月 31 日付で、公開買付期間は 2026 年 8 月 17 日まで延長され、合計 67 営業日となっております。

<中略>

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前 1 株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の 2 に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の 6 第 1 項、令第 4 条の 3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式 1 株当たり 2,805 円 を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために EQT から本不応募株主に提案したものです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

その後、公開買付者は、2026 年 7 月 1 日付で LINE ヤフー株式会社が公表した「（経過開示）株式会社カカコム の資本政策に関する法的拘束力を有する提案書の提出についてのお知らせ」及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、対象者から同日付で受領した、本公開買付価格（以下に定義します。以下同じです。）の変更についての協議の申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を 3,000 円から 3,450 円に変更することを決定し、2026 年 7 月 17 日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である 2026 年 7 月 17 日より起算して 10 営業日を経過した日にあたる 2026 年 8 月 3 日まで延長し、合計 58 営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本 7 月 17 日付条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、対象者がベインキャピタル・プライベート・エクイティ・LP（以下「ベインキャピタル」といいます。）及び LINE ヤフー株式会社（以下、ベインキャピタルと併せて「本提案者」といいます。）から 2026 年 7 月 1 日付で受領した、対象者株式に対する公開買付け及びその後のスクイーズアウト手続を通じた対象者株式の非公開化に係る法的拘束力を有する提案書（以下「本 7 月 1 日付提案」といいます。）における、本提案者と KDDI との間の公開買付不応募契約締結を前提とする 3,500 円は実現不可能な価格であると理解しており、本 7 月 17 日付条件変更後の本公開買付価格である 3,450 円は本 7 月 1 日付提案における実現可能な公開買付価格である 3,384 円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本 7 月 1 日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本 7 月 17 日付条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えておりました。

その後、ベインキャピタルにその持分の全てを保有・運営されており、対象者に投資することを主たる目的として 2026 年 6 月 1 日にケイマン諸島法に基づき組成されたリミテッド・パートナーシップである BCPE Blitz Cayman, L.P. は 2026 年 7 月 29 日付で「株式会社カカコム（証券コード：2371）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」（以下「7 月 29 日付本提案者プレスリリース」といいます。）を公表し、それを踏まえて対象者は 2026 年 7 月 30 日付「BCPE Blitz Cayman, L.P. による当社株券等に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」において、本提案者より、本 7 月 1 日付提案の更新として、公開買付価格の引上げの提案（以下「本 7 月 29 日付提案」といいます。）を受領した旨を公表しております。また、本コンソーシアムは、対象者から 2026 年 7 月 29 日付で、本公開買付価格の変更についての協議の申入れを受けました（以下「7 月 29 日付協議申入れ」といいます。）。

公開買付者は、これらの本提案者及び対象者による公表の状況、並びに対象者からの7 月 29 日付協議申入れを受けた本コンソーシアムによる検討の方針について、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様に対する十分な情報

提供を行うため、法第27条の8第2項の規定に基づき、2026年7月31日付で公開買付届出書の訂正届出書を提出することといたしました。当該訂正届出書の提出に伴い、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第13条第2項第2号イに基づき、2026年7月31日付で、公開買付期間は2026年8月17日まで延長され、合計67営業日となっております。

その後、公開買付者は、7月29日付本提案者プレスリリース及びその後の対象者株式の市場株価の状況、対象者の株主の皆様及び本新株予約権の所有者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、また、7月29日付協議申入れを踏まえ、真摯に検討した結果、本公開買付価格を3,450円から3,570円に変更することを決定し、2026年8月13日、公開買付届出書の訂正届出書を提出するとともに、それに伴って、法令に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2026年8月13日より起算して10営業日を経過した日にあたる2026年8月27日まで延長し、合計75営業日とすることを決定いたしました（以下、公開買付価格の変更及び公開買付期間の延長を併せて「本8月13日付条件変更」といいます。）。なお、本コンソーシアムは、本7月29日付提案における、本提案者とKDDIとの間の公開買付不応募契約締結を前提とする3,640円は実現不可能な価格であると理解しており、本8月13日付条件変更後の本公開買付価格である3,570円は本7月29日付提案における実現可能な公開買付価格である3,520円を上回る最高額であることに加え、本公開買付けは、本7月29日付提案に対して公開買付けの実現の蓋然性及び実現時期の観点で優れていると考えられることから、本8月13日付条件変更によって本公開買付けを成立させることは十分可能であると考えております。

＜中略＞

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、対象者が本不応募株式の全てを取得すること（以下「本自己株式取得」といい、本自己株式取得に係る株式併合前1株当たりの自己株式取得価格を「本自己株式取得価格」といいます。）を実施することを予定しております。本自己株式取得は、本株式併合後、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性があります。対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第27条の22の2に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第24条の6第1項、令第4条の3）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本株式併合前の対象者株式1株当たり2,902円を予定しています。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るためにEQTから本不応募株主に提案したものです。

＜後略＞

（３）買付け等の期間

（訂正前）

2026年5月13日（水曜日）から2026年8月17日（月曜日）（67営業日）

（訂正後）

2026年5月13日（水曜日）から2026年8月27日（木曜日）（75営業日）

（４）買付け等の価格

（訂正前）

① 普通株式1株につき、金3,450円

② 新株予約権

（i）第8回新株予約権につき、金1円

（ii）第10回新株予約権につき、金1円

（iii）第11回新株予約権につき、金1円

（iv）第13回新株予約権につき、金1円

（v）第14回新株予約権につき、金1円

（vi）第15回新株予約権につき、金1円

（vii）第16回新株予約権につき、金1円

（viii）第17回新株予約権につき、金1円

（ix）第18回新株予約権につき、金1円

（x）第19回新株予約権につき、金1円

(xi) 第 20 回新株予約権につき、金 1 円

(訂正後)

① 普通株式 1 株につき、金 3,570 円

② 新株予約権

(i) 第 8 回新株予約権につき、金 1 円

(ii) 第 10 回新株予約権につき、金 1 円

(iii) 第 11 回新株予約権につき、金 1 円

(iv) 第 13 回新株予約権につき、金 1 円

(v) 第 14 回新株予約権につき、金 1 円

(vi) 第 15 回新株予約権につき、金 1 円

(vii) 第 16 回新株予約権につき、金 1 円

(viii) 第 17 回新株予約権につき、金 1 円

(ix) 第 18 回新株予約権につき、金 1 円

(x) 第 19 回新株予約権につき、金 1 円

(xi) 第 20 回新株予約権につき、金 1 円

(6) 決済の開始日

(訂正前)

2026 年 8 月 24 日 (月曜日)

(訂正後)

2026 年 9 月 3 日 (木曜日)

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書を注意深くお読みいただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込み若しくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（若しくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能である内容とは限りません。公開買付者は米国外で設立された法人であり、またその役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利を行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人及び当該法人の関係者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が生じた場合には、日本語の書類が優先するものとします。公開買付者、対象者、株式会社デジタルガレージ及び KDDI 株式会社の各ファイナンシャル・アドバイザー、公開買付代理人並びにそれらの関係者は、それらの通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法規則第 14e-5 条(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で、本公開買付けの開始前、又は本公開買付けの買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行った者のウェブサイト（又はその他の開示方法）においても、英文で開示が行われます。

【将来に関する記述】

このプレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関係者は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることを何ら約束するものではありません。このプレスリリース中の「将来に関する記述」は、プレスリリースの日付時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は、本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。